

議案第 35号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立米子コンベンションセンター）について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 17 年 12 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 公の施設の名称 鳥取県立米子コンベンションセンター
- 2 指 定 管 理 者 米子市末広町 294 番地
財団法人とっとりコンベンションビューロー
理事長 永 瀬 正 治
- 3 指 定 の 期 間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 4 理 由 米子コンベンションセンターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、財団法人とっとりコンベンションビューローを指定管理者として指定しようとするものである。